

2020年度 介護職員処遇改善手当支給基準表

2020年6月1日現在

No.	資格名称・業務等	条件	支給額 (円)	備考
①	介護福祉士	勤続年数5年以上	8,000	
		勤続年数3年以上5年未満	6,000	
		勤続年数3年未満	4,000	
	ヘルパー1級・実務者研修		3,000	
	ヘルパー2級・初任者研修		2,000	

②	社会福祉士		4,000	
	社会福祉主事		2,000	

③	介護支援専門員	勤続年数3年以上	3,000	更新を行っていること
		勤続年数3年未満	2,000	更新を行っていること

④	看護師		10,000	
	准看護師		5,000	

⑤	認定特定行為業務従事者	喀痰吸引	2,500	
---	-------------	------	-------	--

⑥	勤続評価	5年以上	3,500	
		3年以上5年未満	2,500	
		2年以上3年未満	1,500	
		1年以上2年未満	1,000	

⑦	夜勤業務	夜勤1回につき	5,000	見習い期間は支給しない
	深夜業務	深夜勤務1回につき	1,000	見習い期間は支給しない

※各①～⑥の分類ごとに受給できる手当は一つとする。(他職種と兼務の場合は非対象)

※①～⑦の支給対象者は**常勤介護職員**に限る。(⑦のみ他職種と兼務でも支給する)

⑧	パート職 改善手当	時給上乗せ額	20	時給単価に上乗せして支給する
⑨	介護福祉士	月額	4,000	週30時間以上勤務の場合
⑩	夜勤業務	夜勤1回につき	5,000	見習い期間は支給しない

※⑧⑨⑩の支給対象者は**非常勤介護職**に限る。